整備等の内容（鉄道施設、道路・交差点等）

（天王寺・阿倍野地区）

### 5-4-3　地区における整備等の内容

■鉄道施設の整備等の内容

●：特定事業、○：関連事業

天王寺駅（JR西日本）　　　　　◇：一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 停止階が2のみのため未整備 | ― | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 一部整備済み | 未定 | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| 3.案内・誘導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 中央口・東口の改札外に床面サインを整備済み | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | 中央口・東口に  モニター等を  整備済み | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）]  ●：特定事業、○：関連事業 | 対象外 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 中央口北側のみ  整備済み | 大規模改良時 | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 未整備  中央：蹴込み無し  東口：自立型精算機 | 大規模改良時 | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | 中央口にみどりの窓口、東口にみどりの券売機プラスを整備済み  ●：特定事業、○：関連事業 | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 6.エレベーター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | －  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| □大型化等の検討 | ―  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 発車標及び自動放送を整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 未整備 | *―* | ● |
| 9.車両とホームとの隙間・段差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | 継続検討 | ― | 〇 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | 喚起表示等を整備済み | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 配備済み | ― | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | ― | ― | 維持更新 |
| 11番線、14番線に整備予定 | 令和  7年 | ● |
| 16番線、17番線に整備予定 | 令和  9年 |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | 中央口にベビーチェア、東口にベビーチェア等を整備済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | 検討中 | 継続  検討 | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討  ●：特定事業、○：関連事業 | 自動放送、ディスプレイによる表示で情報提供 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | 翻訳機能や筆談機能のあるタブレットを駅係員が所持 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育  啓発※) |
| □職員への研修・教育の実施  ●：特定事業 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育  啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進 | | ●(教育  啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会当の開催 | | ○(教育  啓発※) |

●：特定事業、○：関連事業

大阪阿部野駅（近鉄）

●：特定事業、○：関連事業

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | トイレ出入口に音声案内を設置 | 令和  １２年 | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | ― | ― | ● |
| 3.案内・誘導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 誘導サインを整備済み | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置  ●：特定事業、○：関連事業 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | コンコース等に情報配信ディスプレー等を整備済み | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）]  ●：特定事業、○：関連事業 | 対象外 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 整備済み | ― | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 操作ボタン等点字表記を整備済み | ― | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | インターフォン、モニター付き券売機設置済み  ●：特定事業、○：関連事業 | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 6.エレベーター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | ― | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | ー  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| □大型化等の検討 | ー  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 未整備 | ― | ● |
| 9.車両とホームとの隙間・段差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | 検討中 | 検討中 | 〇 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | ホーム先端注意表示を整備済み | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 整備済み | ― | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | 3、４番線に  整備済み | ― | 維持更新 |
| その他の番線については検討中 | 検討中 | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | 多機能トイレとは別に男女トイレにもベビーベッド、ベビーキープ等分散設置済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | ６0箇所程度設置済み  ●：特定事業、○：関連事業 | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | スマートフォンアプリ「近鉄アプリ」で提供している運行情報において、読み上げ機能（VoiceOver）・アプリで対応済み | ― | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | コンコース等に情報配信ディスプレー等整備、必要により駅係員が案内を  行う | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | 改札口等への筆談器具の設置済み | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 優先席の適切な利用等について、車内巡視の実施 | | ●(教育啓発※) |
| □職員への研修・教育の実施 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進 | | ●(教育啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催 | | ●(教育啓発※) |
| 当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画 | | ●(教育啓発※) |

●：特定事業

天王寺駅（OsakaMetro（御堂筋線））

●：特定事業、○：関連事業

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 更新に併せて順次整備 | 前期 | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| 3.案内・誘導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 改札内外に天吊、壁付型等の案内標示を設置済み | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 一部整備済み | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | サービス情報表示器整備済み | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 整備済み | ― | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 設置済み  障がい者向けに下記のような仕様を実現している  ・各種投入口、取出口、ハードボタンなどに点字を併記している  ・金銭投入口はバリアフリー整備ガイドラインに基づき110㎝以下の高さとしている  ・金銭投入口を硬貨複数枚同時一括投入を可能としている  ・車いす使用者用に70㎝の蹴込みを設けている  ・呼出や取り消しといったハードウェアボタンを車いす使用者が使いやすいよう接客面下部にも設けている | ― | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | ― | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 6.エレベーター  ●：特定事業、○：関連事業 | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | 公共用通路に接続することにより確保 | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅]  新規整備内容であるため調整中 | ― | ― | 〇 |
| □大型化等の検討  新規整備内容であるため調整中 | ― | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供  ●：特定事業、○：関連事業 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 整備済み | ― | ● |
| 9.車両とホームとの隙間・段差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | ホーム床面の嵩上げ・櫛状ゴムの設置により、段差・隙間を縮小済み | ― | 〇 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | ― | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 整備済み | ― | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | 一般トイレに簡易型オストメイト設置済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | 整備済み  ●：特定事業、○：関連事業 | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | ホームページでは、音声読み上げ、文字の大小、ふりがなの要否が選択可能 | ― | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | ・サービス情報表示器、旅客案内表示器の設置  ・改札内に筆談パッド、コミュニケーションボードの設置 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | ・筆談パッドやコミュニケーションボードの設置  ・駅社員のサービス介助士資格取得 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| □職員への研修・教育の実施 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進 | | ●(教育啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催 | | ●(教育啓発※) |
| 当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画 | | ●(教育啓発※) |

●：特定事業

天王寺駅（OsakaMetro（谷町線））

●：特定事業、○：関連事業

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 更新に併せて順次整備 | 前期 | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 大規模改造工事に併せて整備予定 | 未定 | ● |
| 3.案内・誘導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 改札内外に天吊、壁付型等の案内標示を設置済み | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 一部整備済み | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | サービス情報表示器整備済み | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）]  ●：特定事業、○：関連事業 | 対象外  ●：特定事業、○：関連事業 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 整備済み | ― | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 設置済み  障がい者向けに下記のような仕様を実現している  ・各種投入口、取出口、ハードボタンなどに点字を併記している  ・金銭投入口はバリアフリー整備ガイドラインに基づき110㎝以下の高さとしている  ・金銭投入口を硬貨複数枚同時一括投入を可能としている  ・車いす使用者用に70㎝の蹴込みを設けている  ・呼出や取り消しといったハードウェアボタンを車いす使用者が使いやすいよう接客面下部にも設けている | ― | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | ― | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  ●：特定事業、○：関連事業  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 6.エレベーター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | 公共用通路に接続することにより確保 | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | ―  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| □大型化等の検討 | ―  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 整備済み | ― | ● |
| 9.車両とホームとの隙間・段差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | 車両更新時（低床化）やホーム床改造工事（ホーム床面の嵩上げ・櫛状ゴムの設置）に伴い対応予定 | 未定 | 〇 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | ― | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 整備済み | ― | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置  ●：特定事業、○：関連事業 | ― | ― | 維持更新 |
| 全番線に整備予定 | 令和  7年度 | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | 一般トイレに簡易型オストメイト設置済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | ホームページでは、音声読み上げ、文字の大小、ふりがなの要否が選択可能 | ― | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | ・サービス情報表示器、旅客案内表示器の設置  ・改札内に筆談パッド、コミュニケーションボードの設置 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | ・筆談パッドやコミュニケーションボードの設置  ・駅社員のサービス介助士資格取得 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □職員への研修・教育の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進 | | ●(教育啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催 | | ●(教育啓発※) |
| 当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画 | | ●(教育啓発※) |

●：特定事業

阿倍野駅（OsakaMetro（谷町線））

●：特定事業、○：関連事業

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 更新に併せて順次整備 | 前期 | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 大規模改造工事に併せて整備予定 | 未定 | ● |
| 3.案内・誘導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 改札内外に天吊、壁付型等の案内標示を設置済み | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 一部整備済み | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | サービス情報表示器設置予定 | 令和  5年度 | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 今後、順次対応予定 | 未定 | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討  ●：特定事業、○：関連事業 | 設置済み  障がい者向けに下記のような仕様を実現している。  ・各種投入口、取出口、ハードボタンなどに点字を併記している。  ・金銭投入口はバリアフリー整備ガイドラインに基づき110㎝以下の高さとしている。  ・金銭投入口を硬貨複数枚同時一括投入を可能としている。  ・車いす使用者用に70㎝の蹴込みを設けている。  ・呼出や取り消しといったハードウェアボタンを車いす使用者が使いやすいよう接客面下部にも設けている。 | ― | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | ― | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 6.エレベーター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | ― | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅]  新規整備内容であるため調整中 | ― | ― | 〇 |
| □大型化等の検討  新規整備内容であるため調整中 | ― | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 整備済み | ― | ● |
| 9.車両とホームとの隙間・段差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | 車両更新時（低床化）やホーム床改造工事（ホーム床面の嵩上げ・櫛状ゴムの設置）に伴い対応予定 | 未定 | 〇 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | 足下灯整備済み | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施  ●：特定事業、○：関連事業 | 整備済み  ●：特定事業、○：関連事業 | ― | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | ― | ― | 維持更新 |
| 全番線に整備予定 | 令和７年度 | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | 一般トイレに簡易型オストメイト設置済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | ホームページでは、音声読み上げ、文字の大小、ふりがなの要否が選択可能 | ― | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | ・サービス情報表示器、旅客案内表示器の設置  ・改札内に筆談パッド、コミュニケーションボードの設置 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | ・筆談パッドやコミュニケーションボードの設置  ・駅社員のサービス介助士資格取得 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □職員への研修・教育の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進 | | ●(教育啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催 | | ●(教育啓発※) |
| 当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画 | | ●(教育啓発※) |

●：特定事業

天王寺駅前駅（阪堺（上町線））

●：特定事業、○：関連事業

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 対象外 | 対象外 |  |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 対象外 | 対象外 |  |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 対象外 | 対象外 |  |
| 3.案内・誘導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 壁および床面への乗換・施設案内を整備済 | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 改札内に吊り表示・壁表示への乗換・施設案内を整備済 | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 改札付近にEVへの案内用図記号（ピクトグラム）を整備済 | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | 改札前およびホームに情報案内ディスプレイ整備済 | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）]  ●：特定事業、○：関連事業 | 対象外 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 対象外 | 対象外 | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 対象外 | 対象外 | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | 対象外 | 対象外 | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 6.エレベーター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | -  新規整備内容であるため調整中 | - | 〇 |
| □大型化等の検討 | -  新規整備内容であるため調整中 | - |  |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 情報案内ディスプレイ整備済 | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 対象外 | 対象外 |  |
| 9.車両とホームとの隙間・段差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | 隙間について整備済み  段差について、新型車両（4編成）は整備済み | ― | ○ |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | ― | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 渡り板を配備済 | ― | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | - | ― | 維持更新 |
| 未整備 | ― | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | ― | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | ― | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | ― | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | HPの文字サイズ切替機能および、「らくらくおでかけネット」による駅情報などの提供を実施 | ― | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | 筆談器具の対応等を実施 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | 筆談器具の対応等を実施 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | 優先席の適切な利用等について、駅および車内放送を実施 | | ●(教育啓発※) |
| □職員への研修・教育の実施 | 接遇向上や理解促進のため、業務講習において教育を実施  ●：特定事業、○：関連事業 | | ●(教育啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 関係団体が実施する当事者参加による係員の接遇向上や理解促進のための研修に参加 | | ●(教育啓発※) |

●：特定事業

※：令和２（2020）年５月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位

### 置付ける

### 5-6-3　地区における整備等の内容

■道路・交差点の整備等の内容

（1）　道路

| 整備項目 | 整備等の内容及び路線名 | | | 区分 | 整備  時期 | 関係者 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.歩道の整 備改良  ※1 | 歩道の有効幅員の確保（2.0m以上確保）、段差解消、勾配の改善、舗装面の改善、横断勾配の改善などの実施 | | 大阪和泉泉南線  大阪高石線  今宮平野線  恵美須城東線  阿倍野区第924-1号線  国道25号  阿倍野区第893号線  金塚南北線  金塚東西線  阿倍野木津川線 | 維持更新 | ― | 国土交通省  大阪市 |
| ２．視覚障  がい者誘  導用ブロッ  クの敷設  ※1 | 視覚障がい者誘導用ブ  ロックの敷設 | | 大阪和泉泉南線  大阪高石線  今宮平野線  恵美須城東線  阿倍野区第924-1号線  国道25号  阿倍野区第893号線  金塚南北線  金塚東西線  阿倍野木津川線 | 維持更新 | ― |
| ３．歩行空間の確保  ※1 | 歩道の設置が困難な場合は、路側帯のカラー舗装化、自動車・自転車の進入抑制や速度抑制、必要な交通規制、違法駐車の取り締まり、放置自転車の対策等を検討 | | 該当なし | ― | ― | 国土交通省  大阪市  公安委員会 |
| 4.歩道橋、  地下経路 | バリアフリー化 | | 阿倍野歩道橋 | 維持更新 | ― | 大阪市 |
| 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 | | 鉄道各駅～あべのｷｭｰｽﾞﾀｳﾝのﾙｰﾄ(地下経路) |
| 5．休憩施設等 | 歩道幅員に余裕がある箇所へのベンチ等の休憩施設の設置を検討 | | | 〇 | ― | 大阪市  国土交通省 |
| 6．駅前広場 | バス停 | 路線図、時刻表等の案内表示のわかりやすさ、見やすさの改善 | | 維持更新 | ― | 大阪シティバス |
| 上屋、ベンチの設置の検討 | |
| バス停の歩道部分の車道に対する高さの整備 | | 〇 | 大阪シティバス、  大阪市 |
| タクシー乗り場 | 上屋の設置の検討 | | 維持  更新 | JR西日本 |
| 乗場の歩道部分の車道に対する高さの検討 | | JR西日本、  大阪タクシーセンター |

○：関連事業

※1：「１．歩道の整備・改良」「２．視覚障がい者用誘導ブロックの敷設」が困難な路線（歩道の設置が困難な路線）は、「３．歩行空間の確保」を実施する。

（２）　案内・誘導

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．案内・誘導 | 分岐点や交通結節点等の主要地点において、目的地または中継地となる旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の位置について、道路標識（案内標識や歩行者案内標識）の整備 | 維持更新 | ― | 国土交通省  大阪市 |
| ２．音案内 | 視覚障がい者誘導用ブロックと連携した音声案内等の開発・導入検討 | 〇 | ― |
| 3．案内・誘導システムの検討 | バリアフリーの視点も踏まえた一貫性の  あるルール化された連続的な案内・誘  導システムの検討 | 〇 | ― | JR西日本  OsakaMetro  近鉄  阪堺  大阪市  大阪地下街 |

○：関連事業

（３）　歩道上障害物

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．放置自転車等歩道上障害物の撤去 | 現行の「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」等の活用や鉄道駅周辺における放置自転車に関する全市的な取り組みの中で、特にバス停留所等や鉄道駅出口付近及びエレベーター付近の重点的放置自転車対策の実施 | 継続実施 | ― | 国土交通省  大阪市 |
| 商品・看板等の歩道へのはみ出しに対する是正の指導・撤去の推進 |

（４）　乗り換え経路

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 | 乗り換え経路での視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 | 維持更新 | ― | 大阪市  JR西日本  OsakaMetro  近鉄  阪堺  大阪地下街 |
| ２．地上と地下の連続性 | 民間施設の既存エレベーターの活用の推進など、多様な手法により、可能な限り遠回りとならないよう地上と地下の連続性を確保 | 維持更新 | ― | 大阪地下街 |

（5）　交差点

| 整備項目 | 整備等の内容 | 路線名 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １．既設信号の改良・改善 | 地域要望等を踏まえた主要な経路上での音響信号機等の設置を検討（その他：歩車分離信号化、歩行者用信号秒数の確保、歩行者用信号灯器の設置・増設、高輝度道路標識等の設置、信号現示の改善） | 大阪和泉泉南線  大阪高石線  今宮平野線  恵美須城東線  国道25号  金塚南北線  阿倍野木津川線 | 維持更新 | ― | 公安委員会 |
| ２．横断歩道部への横断支援施設の開発・導入 | 視覚障がい者の横断を支援する施設（エスコートゾーン等）の導入を検討 | 該当なし | ― | ― |

（6）　違法駐車対策等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．違法駐車の取締り強化 | 移動の円滑化を特に阻害する横断歩道上、バス停留所付近等の取締り強化  歩道の有効幅員の確保が困難な路線の取締り強化 | 継続実施 | ― | 公安委員会 |

（７）　地下街

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| 1．視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 | 主要な経路への視覚障がい者誘導用ブロ  ックの敷設 | 維持更新 | ― | 大阪地下街 |
| 2．周辺施設への移動 | 天王寺公園、天王寺公園地下駐車場への  移動の円滑化の確保 | 維持更新 | ― | 大阪地下街 |

（8）　心のバリアフリー

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．心のバリアフリー | 放置自転車及び路上違反簡易広告物といった歩道上障害物に対する啓発活動の実施  車及び自転車の交通マナー向上に対する啓発活動の実施 | ●（教育啓発※） |  | 大阪市  公安委員会 |

※：令和２（2020）年５月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」 として位置づける。

### 5-4-3　地区における整備等の内容

JR西日本は提供後記載

■鉄道施設の整備等の内容

新大阪駅（JR西日本） 　　　◇：一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

●：特定事業、○：関連事業

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 停止階が２のみのため未整備 | ― | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| 3.案内・誘導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 改札外に床面サインを整備済み | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | モニター等を整備済み | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）]  ●：特定事業、○：関連事業 | 対象外 | 対象外 | ● |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 | ● |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 整備済み | ― | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 精算機蹴込み・インターフォンを整備済み | ― | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | みどりの窓口にて対応 | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 6.エレベーター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | ― | ―  新規整備内容であるため調整中 | 〇 |
| □大型化等の検討  新規整備内容であるため調整中 | ― | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 発車標・自動放送を整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 未整備 | ― | ● |
| 9.車両とホームとの隙間・段差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討  ●：特定事業、○：関連事業 | 継続検討 | ― | 〇 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | 喚起表示等を整備済み | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 配備済み | ― | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | ― | ― | 維持更新 |
| 未整備 | 未定 | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | ベビーチェア等を整備済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | 検討中 | 継続検討 | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | 自動放送、ディスプレイによる表示で情報提供 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | 翻訳機能や筆談機能のあるタブレットを駅係員が所持 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| □職員への研修・教育の実施 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進  ●：特定事業、○：関連事業 | | ●(教育啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会当の開催 | | ○(教育啓発※) |

●：特定事業、○：関連事業

○：関連事業

新大阪駅（JR東海）

●：特定事業、○：関連事業

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み  （一部未整備） | ― | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| 3.案内・誘導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 改札内外に、吊下げ・壁付け表示等での乗換・施設の案内を整備済み | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | 改札付近に情報案内ディスプレイ整備済み | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）]  ●：特定事業、○：関連事業 | 対象外 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 有人窓口で対応 | ― | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 対象外 | 対象外 | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | 有人窓口で対応 | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 6.エレベー  ター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | ― | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | ―  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| □大型化等の検討 | ―  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 整備済み | ― | ● |
| 9.車両とホームとの隙間・段差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | 整備予定  （22～27番線） | R6  年度末 | ● |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 渡り板を配備し、  乗降介助の実施 | ― | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | ― | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | 一般トイレにベビーチェア、おむつ交換台、簡易型オストメイトを整備済み  コンコースにベビーブースを整備済み(授乳・おむつ交換・離乳食等のベビーケアが可能) | ― | 維持更新 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | 整備済み  ●：特定事業 | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | ホームページでは、  ・画面を拡大しても情報が損なわれない  ・スクリーンリーダーの設定  ・視覚的にわかりやすいアイコンの設定  ・ラジオボタンの操作性向上（テキストをクリック可能）  などを整備済み | ― | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | 放送及びモニターを活用したご案内 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | 筆談のご用意や、営業中は常に改札係員が配置されており介助対応可能 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | 〇(教育啓発※) |
| エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 優先席の適切な利用等について、車内巡視の実施 | | ●(教育啓発※) |
| エレベーターや優先席の適切な利用等について、外国人向け啓発カードの配布 | | 〇(教育啓発※) |
| エレベーターや優先席の適切な利用等について、啓発冊子（「バリアフリーハンドブック」近畿運輸局）の配布 | | 〇(教育啓発※) |
| □職員への研修・教育の実施  ●：特定事業、○：関連事業 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進 | | ●(教育啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催 | | ●(教育啓発※) |
| 当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画  ●：特定事業 | | ●(教育啓発※) |

新大阪駅（OsakaMetro）

●：特定事業、○：関連事業

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 更新に併せて順次整備 | 前期 | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 大規模改造工事に併せて整備予定 | 未定 | ● |
| 3.案内・誘  導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 整備済み | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | サービス情報表示器整備済み | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 整備済み | ― | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 整備済み | ― | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | ― | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み |  | 維持更新 |
| 6.エレベー  ター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | ― | ―  新規整備内容であるため調整中 | 〇 |
| □大型化等の検討 |  | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み | ―  新規整備内容であるため調整中 | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供  ●：特定事業、○：関連事業 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 整備済み | ― | ● |
| 9.車両とホ  ームとの  隙間・段  差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | ホーム床面の嵩上げ・櫛状ゴムの設置により、段差・隙間を縮小済み | ― | 〇 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置  ●：特定事業、○：関連事業 | ― | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 整備済み |  | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | 整備済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | 整備済み | ― | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | 整備済み | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | 整備済み | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| □職員への研修・教育の実施 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進 | | ●(教育啓発※) |
|  |  | □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催 | | ●(教育啓発※) |
| 当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画 | | ●(教育啓発※) |

●：特定事業

※：令和２（2020）年５月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

### 5-6-3　地区における整備等の内容

■道路・交差点の整備等の内容

（1）　道路

| 整備項目 | 整備等の内容 | | 路線名 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １．歩道  の整備改良　※1 | 歩道の有効幅員の確保（2.0m以上確保）、段差解消、勾配の改善、舗装面の改善、横断勾配の改善などの実施 | | 国道423号（新御堂筋）  歌島豊里線  西淡路南方線  淀川区第1081号線  淀川区第1189号線  淀川区第1224号線  淀川区第1527号線  東淀川区第1238号線  東淀川区第1479号線  新大阪駅北口広場 | 維持  更新 | - | 大阪市 |
| 熊野大阪線  淀川区第1171号線  淀川区第1215号線  淀川区第1227号線  淀川区第1258号線  淀川区第1311号線  淀川区第1356号線  東淀川区第833号線 | ● | 前期 |
| 淀川区第1281号線  東淀川区第999号線  新大阪駅駅前広場 | ● | 後期 |
| ２．視覚障  がい者誘  導用ブロッ  クの敷設  ※1 | 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 | | 国道423号（新御堂筋）歌島豊里線  西淡路南方線  淀川区第1081号線  淀川区第1189号線  淀川区第1224号線  淀川区第1527号線  東淀川区第1238号線  東淀川区第1479号線  新大阪駅北口広場 | 維持更新 | - |
| ２．視覚障  がい者誘  導用ブロッ  クの敷設  ※1 | 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 | | 熊野大阪線  淀川区第1171号線  淀川区第1215号線  淀川区第1227号線  淀川区第1258号線  淀川区第1311号線  淀川区第1356号線  東淀川区第833号線 | ● | 前期 | 大阪市 |
| 淀川区第1281号線  東淀川区第999号線  新大阪駅駅前広場 | ● | 後期 |
| ３．歩行空間の確保  ※1 | 歩道の設置が困難な場合は、路側帯のカラー舗装化、自動車・自転車の進入抑制や速度抑制、必要な交通規制、違法駐車の取り締まり、放置自転車の対策等を検討 | | 淀川区第1281号線  東淀川区第999号線 | 〇 | - | 大阪市  公安委員会 |
| ４.歩道橋 | 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 | | 新大阪駅北口デッキ（西） | 維持  更新 | - | 大阪市 |
| 新大阪駅北口デッキ（東） | ● | 前期 |
| ５．休憩施設等 | 歩道幅員に余裕がある箇所へのベンチ等の休憩施設の設置を検討 | | | 〇 | - | 大阪市 |
| ６．駅前広場 | バス停 | 路線図、時刻表等の案内表示のわかりやすさ、見やすさの改善 | | 維持更新 | - | JR西日本 |  |
| 上屋、ベンチの設置の検討 | |
| バス停の歩道部分の車道に対する高さの整備 | |
| タクシー乗り場 | 上屋の設置の検討 | | 大阪タクシーセンター |
| 乗場の歩道部分の車道に対する高さの検討 | | JR西日本、  大阪タクシーセンター |
| 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 | | | ● | 後期 | 大阪市 |
| 経路の改善（段差の解消、勾配の改善、舗装面の改善等） | | | 維持更新 | - | JR西日本 |
| バス・タクシー乗り場の整備 | | |

●：特定事業、○：関連事業

※1：「１．歩道の整備・改良」「２．視覚障がい者用誘導ブロックの敷設」が困難な路線（歩道の設置が困難な路線）は、「３．歩行空間の確保」を実施する。

（２）　案内・誘導

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．案内・誘導 | 分岐点や交通結節点等の主要地点において、目的地または中継地となる旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の位置について、道路標識（案内標識や歩行者案内標識）の整備 | 維持更新 | - | 大阪市 |
| ２．音案内 | 視覚障がい者誘導用ブロックと連携した音声案内等の開発・導入検討 | 維持更新 | - |

（３）　歩道上障害物

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．放置自転車等歩道上障害物の撤去 | 現行の「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」等の活用や鉄道駅周辺における放置自転車に関する全市的な取り組みの中で、特にバス停留所等や鉄道駅出口付近及びエレベーター付近の重点的放置自転車対策の実施 | 継続実施 | - | 大阪市 |
| 商品・看板等の歩道へのはみ出しに対する是正の指導・撤去の推進 |

（４）　乗り換え経路

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 | 乗り換え経路での視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 | 維持更新 | - | JR西日本  JR東海  OsakaMetro |

（5）　交差点

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 路線名 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．既設信号の改良・改善 | 地域要望等を踏まえた主要な経路上での音響信号機等の設置を検討（その他：歩車分離信号化、歩行者用信号秒数の確保、歩行者用信号灯器の設置・増設、高輝度道路標識等の設置、信号現示の改善） | 歌島豊里線  淀川区第1258号線  淀川区第1356号線  東淀川区第1238号線 | 維持更新 | - | 公安委員会 |
| ２．横断歩道部への横断支援施設の開発・導入 | 視覚障がい者の横断を支援する施設（エスコートゾーン等）の導入を検討 | 該当なし | - | - |

（6）　違法駐車対策等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．違法駐車の取締り強化 | 移動の円滑化を特に阻害する横断歩道上、バス停留所付近等の取締り強化  歩道の有効幅員の確保が困難な路線の取締り強化 | 継続実施 | - | 公安委員会 |

（７）　心のバリアフリー

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．心のバリアフリー | 放置自転車及び路上違反簡易広告物といった歩道上障害物に対する啓発活動の実施  車及び自転車の交通マナー向上に対する啓発活動の実施 | ●（教育啓発※） |  | 大阪市  公安委員会 |

※：令和２（2020）年５月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」 として位置づける。

### 5-4-3　地区における整備等の内容

■鉄道施設の整備等の内容

御幣島駅（JR西日本） ◇：一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 停止階が2のみのため未整備 | ― | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 整備済み  ●：特定事業、○：関連事業 | ― | ● |
| 3.案内・誘導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | ― | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | モニター等を整備済み | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）]  ●：特定事業、○：関連事業  ●：特定事業、○：関連事業 | 対象外 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 未整備 | 大規模改良時 | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 未整備 | 大規模改良時 | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | みどりの窓口にて対応  ●：特定事業、○：関連事業 | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置  新規整備内容であるため調整中 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 6.エレベーター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 未整備 | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | ―  新規整備内容であるため調整中 | ―  新規整備内容であるため調整中 | 〇 |
| □大型化等の検討 | ― | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示  ●：特定事業、○：関連事業 | 整備済み  新規整備内容であるため調整中 | ― | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 発車標・自動放送を整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 未整備 | *―* | ● |
| 9.車両とホームとの隙間・段差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | 継続検討 | ― | 維持更新 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | 喚起表示等を整備済み | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 配備済み | ― | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | ― | ― | 維持更新 |
| 未整備 | 未定 | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | ベビーチェア等を整備済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | 検討中 | 継続  検討 | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | 自動放送、ディスプレイによる表示で情報提供 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | 翻訳機能や筆談機能のあるタブレットを駅係員が所持 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| □職員への研修・教育の実施 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進 | | ●(教育啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会当の開催 | | ○(教育啓発※) |

●：特定事業、○：関連事業

※：令和２（2020）年５月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

### 5-6-3　地区における整備等の内容

■道路・交差点の整備等の内容

（1）　道路

| 整備項目 | 整備等の内容 | 路線名 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 歩道   の整備改良　※1 | 歩道の有効幅員の確保（2.0m以上確保）、段差解消、勾配の改善、舗装面の改善、横断勾配の改善などの実施 | 西淀川区第246号線  西淀川区第263号線  西淀川区第306号線  西淀川区第350号線  歌島稗島線  大阪池田線  国道2号 | 維持更新 | - | 国土交通省  大阪市 |
| 西淀川区第266号線  西淀川区第277号線 | ● | 前期 |
| ２．視覚障  がい者誘  導用ブロッ  クの敷設  ※1 | 視覚障がい者誘導用ブロッ  クの敷設 | 西淀川区第246号線  西淀川区第263号線  西淀川区第306号線  西淀川区第350号線  歌島稗島線  大阪池田線  国道2号 | 維持更新 | - |
| 西淀川区第266号線  西淀川区第277号線 | ● | 前期 |
| ３．歩行空間の確保  ※1 | 歩道の設置が困難な場合は、路側帯のカラー舗装化、自動車・自転車の進入抑制や速度抑制、必要な交通規制、違法駐車の取り締まり、放置自転車の対策等を検討 | 該当なし |  |  | 国土交通省  大阪市  公安委員会 |
| 4．休憩施設等 | 歩道幅員に余裕がある箇所へのベンチ等の休憩施設の設置を検討 | | 〇 | - | 国土交通省  大阪市 |

●：特定事業、○：関連事業

※1：「１．歩道の整備・改良」「２．視覚障がい者用誘導ブロックの敷設」が困難な路線（歩道の設置が困難な路線）は、「３．歩行空間の確保」を実施する。

（２）　案内・誘導

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．案内・誘導 | 分岐点や交通結節点等の主要地点において、目的地または中継地となる旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の位置について、道路標識（案内標識や歩行者案内標識）の整備 | 維持更新 | - | 国土交通省  大阪市 |
| ２．音案内 | 視覚障がい者誘導用ブロックと連携した音声案内等の開発・導入検討 | 維持更新 | - |

（３）　歩道上障害物

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．放置自転車等歩道上障害物の撤去 | 現行の「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」等の活用や鉄道駅周辺における放置自転車に関する全市的な取り組みの中で、特にバス停留所等や鉄道駅出口付近及びエレベーター付近の重点的放置自転車対策の実施 | 継続実施 | - | 国土交通省  大阪市 |
| 商品・看板等の歩道へのはみ出しに対する是正の指導・撤去の推進 |

（4）　交差点

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 路線名 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．既設信号の改良・改善 | 地域要望等を踏まえた主要な経路上での音響信号機等の設置を検討（その他：歩車分離信号化、歩行者用信号秒数の確保、歩行者用信号灯器の設置・増設、高輝度道路標識等の設置、信号現示の改善） | 西淀川区第350号線  大阪池田線  国道2号 | 維持更新 | - | 公安委員会 |
| ２．横断歩道部への横断支援施設の開発・導入 | 視覚障がい者の横断を支援する施設（エスコートゾーン等）の導入を検討 | 該当なし | - | - |

（5）　違法駐車対策等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．違法駐車の取締り強化 | 移動の円滑化を特に阻害する横断歩道上、バス停留所付近等の取締り強化  歩道の有効幅員の確保が困難な路線の取締り強化 | 継続実施 | - | 公安委員会 |

（6）　心のバリアフリー

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．心のバリアフリー | 放置自転車及び路上違反簡易広告物といった歩道上障害物に対する啓発活動の実施  車及び自転車の交通マナー向上に対する啓発活動の実施 | ●（教育啓発※） |  | 大阪市  公安委員会 |

※：令和２（2020）年５月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」 として位置づける。

### 5-4-3　地区における整備等の内容

■鉄道施設の整備等の内容

大正駅（JR西日本） ◇：一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 停止階が２のみのため未整備 | ― | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 未整備 | 未定 | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| 3.案内・誘導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 未整備 | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | モニター等を整備済 | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）]  ●：特定事業、○：関連事業  ●：特定事業、○：関連事業 | 対象外 | 対象外 | ● |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 | ● |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 未整備 | ― | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 未整備 | 大規模 改良時 | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | みどりの窓口にて対応 | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 6.エレベーター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 未整備 | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | 新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| □大型化等の検討 |  | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み  新規整備内容であるため調整中 | ― | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  ●：特定事業、○：関連事業  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 発車標・自動放送を整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 未整備 | ― | ● |
| 9.車両とホームとの隙間・段差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | 継続検討 | ― | 〇 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | 喚起表示を整備済み | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 配備済み | ― | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | ― | ― | 維持更新 |
| 未整備 | 未定 | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | ベビーチェア等を整備済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | 検討中 | 継続  検討 | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | 自動放送、ディスプレイによる表示で情報提供 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | 翻訳機能や筆談機能のあるタブレットを駅係員が所持 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー  ●：特定事業、○：関連事業 | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| □職員への研修・教育の実施 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進 | | ●(教育啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会当の開催 | | ○(教育啓発※) |

○：関連事業

●：特定事業、○：関連事業

大正駅（OsakaMetro）

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 更新に併せて順次整備 | 前期 | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 更新に併せて順次整備 | 前期 | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 大規模改造工事に併せて整備予定 | 未定 | ● |
| 3.案内・誘導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 改札内外に天吊、壁付型等の案内標示を設置済み | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 一部整備済み | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | サービス情報表示器整備済み | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 今後、順次対応予定 | 未定 | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 設置済み  障がい者向けに下記のような仕様を実現している。  ・各種投入口、取出口、ハードボタンなどに点字を併記している。  ・金銭投入口はバリアフリー整備ガイドラインに基づき110㎝以下の高さとしている。  ・金銭投入口を硬貨複数枚同時一括投入を可能としている。  ・車いす使用者用に70㎝の蹴込みを設けている。  ○：関連事業  ・呼出や取り消しといったハードウェアボタンを車いす使用者が使いやすいよう接客面下部にも設けている。 | ― | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | ― | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み |  | 維持更新 |
| 6.エレベーター  ●：特定事業、○：関連事業 | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | 公共用通路に接続することで確保 | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | ―  新規整備内容であるため調整中 | － | 〇 |
| □大型化等の検討 | ― | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み | ―  新規整備内容であるため調整中 | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 整備済み | ― | ● |
| 9.車両とホームとの隙間・段差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | ホーム床面の嵩上げ・櫛状ゴムの設置により、段差・隙間を縮小済み | ― | 〇 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | ― | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 整備済み |  | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | 一般トイレに簡易型オストメイト設置済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供  ●：特定事業、○：関連事業 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | ホームページでは、音声読み上げ、文字の大小、ふりがなの要否が選択可能 | ― | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | ・サービス情報表示器、旅客案内表示器の設置  ・改札内に筆談パッド、コミュニケーションボードの設置 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | ・筆談パッドやコミュニケーションボードの設置  ・駅社員のサービス介助士資格取得 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| □職員への研修・教育の実施 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進 | | ●(教育啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催 | | ●(教育啓発※) |
| 当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画 | | ●(教育啓発※) |

●：特定事業

ドーム前駅（阪神）

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | ＪＩＳ規格の視覚障がい者誘導用ブロックを敷設済み。 | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 設置済み。 | ― | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 設置済み。 | ― | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 誘導チャイム（音声による案内装置）を設置済み。 | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 誘導チャイム（音響による案内装置）を設置済み。 | ― | ● |
| 3.案内・誘導  ●：特定事業、○：関連事業 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 設置済み。 | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 改札内外に、吊下げ・壁付け・床面表示等での乗換・施設案内整備済み。 | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 設置済み。 | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | 改札付近に情報案内ディスプレイを設置し、運行異常時の情報を提供済み。 | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）]  ●：特定事業、○：関連事業 | 対象外 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 整備済み。 | ― | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 視覚障がい者向けにテンキーや音声による精算処理ができる精算機を設置済み。 | ― | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | 視覚障がい者向けにテンキーや音声による券購入機能やインターホン機能搭載した券売機を設置済み。 | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 設置済み。 | ― | 維持更新 |
| 6.エレベーター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | ホーム～コンコース用と、コンコース～地上用のエレベーターを整備済み。 | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | 大阪メトロとの乗り換えは、段差解消整備済み。 | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | ―  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| □大型化等の検討 | ―  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| 7.階段  ●：特定事業、○：関連事業 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 点字シートを設置済み。 | ― | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み。  ●：特定事業、○：関連事業 | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 案内表示器や放送設備を設置し、列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音声で提供済み。（実施済み） | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 未整備 | ― | ● |
| 9.車両とホームとの隙間・段差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | ― | ― | 〇 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | 放送設備による警告を実施済み。 ホーム縁端部にＣＰライン（注意喚起ライン）を設置済み。 | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 実施済み。 | ― | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | ― | ― | 維持更新 |
| 未整備 | ― | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | ＪＩＳ規格の警告ブロックを敷設済み。 | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 設置済み。 | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 設置済み。 | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | 東改札及び西改札共に、乳幼児用設備を有する便房を設置済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | プラットホーム上にベンチを設置済み。 | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | 未対応のため、今後検討を実施。  ●：特定事業、○：関連事業 | 継続  検討 | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | 情報案内ディスプレイ・案内表示器・構内放送にて実施済み。 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | 筆談やコミュニケーションボードを使用して提供済み。 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | ●(教育啓発※) |  |
| 優先席の適切な利用等について、車内巡視の実施 | ●(教育啓発※) |  |
| マタニティマーク（ボールチェーンキーホルダー）の配布 | ●(教育啓発※) |  |
| □職員への研修・教育の実施 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | ●(教育啓発※) |  |
| 職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加 | ○(教育啓発※) |  |
| 職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得促進 | ●(教育啓発※) |  |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催 | ○(教育啓発※) |  |

●：特定事業、○：関連事業

※：令和２（2020）年５月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

### 5-6-3　地区における整備等の内容

■道路・交差点の整備等の内容

（1）　道路

| 整備項目 | 整備等の内容 | 路線名 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.歩道の  整備改良  ※1 | 歩道の有効幅員の確保（2.0m以上確保）、段差解消、勾配の改善、舗装面の改善、横断勾配の改善などの実施 | 西区第9703号線 | ● | 前期 | 大阪市 |
| 大阪八尾線  難波境川線  国道172号線 | 維持更新 | - |
| 2.視覚障が  い者誘導用ブロックの敷設  ※1 | 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 | 西区第9703号線 | ● | 前期 |
| 大阪八尾線  難波境川線  国道172号線 | 維持更新 | - |
| ３．歩行空間の確保  ※1 | 歩道の設置が困難な場合は、路側帯のカラー舗装化、自動車・自転車の進入抑制や速度抑制、必要な交通規制、違法駐車の取り締まり、放置自転車の対策等を検討 | 該当なし |  |  | 大阪市  公安委員会 |
| ４．休憩施設等 | 歩道幅員に余裕がある箇所へのベンチ等の休憩施設の設置を検討 | | 〇 | - | 大阪市 |

●：特定事業、○：関連事業

※1：「１．歩道の整備・改良」「２．視覚障がい者用誘導ブロックの敷設」が困難な路線（歩道の設置が困難な路線）は、「３．歩行空間の確保」を実施する。

（２）　案内・誘導

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．案内・誘導 | 分岐点や交通結節点等の主要地点において、目的地または中継地となる旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の位置について、道路標識（案内標識や歩行者案内標識）の整備 | 維持更新 | - | 大阪市 |
| ２．音案内 | 視覚障がい者誘導用ブロックと連携した音声案内等の開発・導入検討 | 維持更新 | - |

（３）　歩道上障害物

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．放置自転車等歩道上障害物の撤去 | 現行の「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」等の活用や鉄道駅周辺における放置自転車に関する全市的な取り組みの中で、特にバス停留所等や鉄道駅出口付近及びエレベーター付近の重点的放置自転車対策の実施 | 継続実施 | - | 大阪市 |
| 商品・看板等の歩道へのはみ出しに対する是正の指導・撤去の推進 |

（4） 乗り換え経路

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 | 乗り換え経路での視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 | 維持更新 | - | 大阪市  JR西日本、  OsakaMetro |

（5）　交差点

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 路線名 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．既設信号の改良・改善 | 地域要望等を踏まえた主要な経路上での音響信号機等の設置を検討（その他：歩車分離信号化、歩行者用信号秒数の確保、歩行者用信号灯器の設置・増設、高輝度道路標識等の設置、信号現示の改善） | 大阪八尾線  難波境川線 | 維持  更新 | - | 公安委員会 |
| ２．横断歩道部への横断支援施設の開発・導入 | 視覚障がい者の横断を支援する施設（エスコートゾーン等）の導入を検討 | 該当なし | - | - |

（6）　違法駐車対策等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．違法駐車の取締り強化 | 移動の円滑化を特に阻害する横断歩道上、バス停留所付近等の取締り強化  歩道の有効幅員の確保が困難な路線の取締り強化 | 継続実施 | - | 公安委員会 |

（7）　心のバリアフリー

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．心のバリアフリー | 放置自転車及び路上違反簡易広告物といった歩道上障害物に対する啓発活動の実施  車及び自転車の交通マナー向上に対する啓発活動の実施 | ●（教育啓発※） |  | 大阪市  公安委員会 |

※：令和２（2020）年５月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」 として位置づける。

### 5-4-3　地区における整備等の内容

■鉄道施設の整備等の内容

住之江公園駅（OsakaMetro（四つ橋線））

◇：一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 更新に併せて順次整備 | 後期 | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 更新に併せて順次整備 | 前期 | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 大規模改造工事に併せて整備予定 | 未定 | ● |
| 3.案内・誘  導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 改札内外に天吊、壁付型等の案内標示を設置済み | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 一部未整備 | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供  ●：特定事業、○：関連事業 | サービス情報表示器整備済み | ― | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）]  ●：特定事業、○：関連事業 | 対象外 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 今後、順次対応予定 | 未定 | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 設置済み  障がい者向けに下記のような仕様を実現している。  ・各種投入口、取出口、ハードボタンなどに点字を併記している。  ・金銭投入口はバリアフリー整備ガイドラインに基づき110㎝以下の高さとしている。  ・金銭投入口を硬貨複数枚同時一括投入を可能としている。  ・車いす使用者用に70㎝の蹴込みを設けている。  ・呼出や取り消しといったハードウェアボタンを車いす使用者が使いやすいよう接客面下部にも設けている。 | ― | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | ― | ― | 〇 |
| 5. 拡幅改  ○：関連事業  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 6.エレベー  ター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | 整備済み  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| □大型化等の検討 | ―  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 整備済み | ― | ● |
| 9.車両とホ  ームとの  隙間・段  差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討  ●：特定事業、○：関連事業 | 車両更新時（低床化）やホーム床改造工事（ホーム床面の嵩上げ・櫛状ゴムの設置）に伴い対応予定 | 未定 | 〇 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | ― | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 整備済み | ― | 継続実施 |
| 10. ホーム  ●：特定事業、○：関連事業  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | ― | ― | 維持更新 |
| 全番線に整備予定 | 令和  ６年度 | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | 一般トイレに簡易型オストメイト設置済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | ホームページでは、音声読み上げ、文字の大小、ふりがなの要否が選択可能 | ― | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | ・サービス情報表示器、旅客案内表示器の設置  ・改札内に筆談パッド、コミュニケーションボードの設置 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | ・筆談パッドやコミュニケーションボードの設置  ・駅社員のサービス介助士資格取得 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  ●：特定事業、○：関連事業  リアフリ  ー | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| □職員への研修・教育の実施 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進 | | ●(教育啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催 | | ●(教育啓発※) |
| 当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画 | | ●(教育啓発※) |

住之江公園駅（OsakaMetro（南港ポートタウン線））

●：特定事業、○：関連事業

|  | 項目 | 整備等の内容  (□：全駅共通、◇：一部駅) | 整備状況と  主な整備内容 | 整備  時期 | 区分 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駅  舎 | 1.視覚障  がい者誘  導用ブロ  ック | □車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 2.音案内 | □エレベーターの乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置 | 整備済み | ― | ● |
| □ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置 | 大規模改造工事に併せて整備予定 | 未定 | ● |
| 3.案内・誘導 | □駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置 | 改札内外に天吊、壁付型等の案内標示を設置済み | ― | 〇 |
| □移動等円滑化のための主要な設備（EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置 | 一部整備済み | ― | 維持更新 |
| □異常時に改札付近等における情報の提供 | サービス情報表示器設置予定 | 令和  5年度 | ● |
| ◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）]  ●：特定事業、○：関連事業 | 対象外 | 対象外 |  |
| ◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象：無人駅（時間帯無人含む）] | 対象外 | 対象外 |  |
| 4.切符の  購入 | □車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討 | 今後、順次対応予定 | 未定 | 〇 |
| □精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討 | 設置済み  障がい者向けに下記のような仕様を実現している。  ・各種投入口、取出口、ハードボタンなどに点字を併記している。  ・金銭投入口はバリアフリー整備ガイドラインに基づき110㎝以下の高さとしている。  ・金銭投入口を硬貨複数枚同時一括投入を可能としている。  ・車いす使用者用に70㎝の蹴込みを設けている。  ・呼出や取り消しといったハードウェアボタンを車いす使用者が使いやすいよう接客面下部にも設けている。 | ― | 〇 |
| □障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討 | ― | ― | 〇 |
| 5.拡幅改  札口の  設置 | □拡幅改札口の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 6.エレベー  ター | □ホームから公共用通路まで１以上の経路の確保  ●：特定事業、○：関連事業 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □乗り換え経路の確保  ［対象：５６駅］ | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| ◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象：大規模駅] | 整備済み  新規整備内容であるため調整中 | ― | 〇 |
| □大型化等の検討 | ― | ― | 〇 |
| 7.階段 | □階段の手すりに、行先を点字で表示 | 整備済み | ―  新規整備内容であるため調整中 | 維持更新 |
| □踏面端部が容易に識別できるように配慮する  ●：特定事業、○：関連事業 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 8.ホームに  おける列  車の案  内 | □列車の行先･接近･出発に関する情報を文字及び音案内で提供 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 | 整備済み | ― | ● |
| 9.車両とホ  ームとの  隙間・段  差 | □隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討 | ホーム床改造工事に伴い対応予定 | 未定 | 〇 |
| □構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置 | ― | ― | ● |
| □渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施 | 整備済み | ― | 継続実施 |
| 10.ホーム  におけ  る安全  対策 | ◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ― | ― | ● |
| □ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| □線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| 11.トイレ | □バリアフリートイレ（車椅子対応トイレを含む）の設置 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| ◇バリアフリートイレの機能の分散化の検討 | 一般トイレに簡易型オストメイト設置済み | ― | 〇 |
| 12.休憩設  備 | □休憩設備を１以上設置  ●：特定事業、○：関連事業 | 整備済み | ― | 維持更新 |
| そ  の  他 | 13.情報提  供 | □ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供 | ホームページでは、音声読み上げ、文字の大小、ふりがなの要否が選択可能 | ― | 継続実施 |
| □異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討 | ・サービス情報表示器、旅客案内表示器の設置  ・改札内に筆談パッド、コミュニケーションボードの設置 | ― | 継続実施 |
| □障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供 | ・筆談パッドやコミュニケーションボードの設置  ・駅社員のサービス介助士資格取得 | ― | 継続実施 |
| 14.心のバ  リアフリ  ー | □一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施 | エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| □職員への研修・教育の実施 | 職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加 | | ●(教育啓発※) |
| 職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進 | | ●(教育啓発※) |
| □地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施 | 当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催 | | ●(教育啓発※) |
| 当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画 | | ●(教育啓発※) |

●：特定事業

※：令和２（2020）年５月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

### 5-6-3　地区における整備等の内容

■道路・交差点の整備等の内容

（1）　道路

| 整備項目 | 整備等の内容 | 路線名 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.歩道の整  備改良  ※1 | 歩道の有効幅員の確保（2.0m以上確保）、段差解消、勾配の改善、舗装面の改善、横断勾配の改善などの実施 | 大阪臨海線（新なにわ筋）  浜口南港線（住之江通）  住之江区第2580号線  住之江区第8915号線 | 維持更新 | - | 大阪市 |
| 住之江区第2466号線  住之江区第2575号線  住之江区第617号線 | ● | 前期 |
| 2.視覚障がい者誘導用ブロックの敷設  ※1 | 視覚障がい者誘導用ブ  ロックの敷設 | 大阪臨海線（新なにわ筋）  住之江区第2580号線  住之江区第8915号線 | 維持更新 | - |
| 住之江区第2466号線  浜口南港線（住之江通）  住之江区第2575号線  住之江区第617号線 | ● | 前期 |
| ３．歩行空間の確保  ※1 | 歩道の設置が困難な場合は、路側帯のカラー舗装化、自動車・自転車の進入抑制や速度抑制、必要な交通規制、違法駐車の取り締まり、放置自転車の対策等を検討 | 該当なし | - | - | 大阪市  公安委員会 |
| 4.歩道橋 | 路上横断施設の併設、歩道橋の円滑化等について関係者間で実現可能性も含めて検討 | 住之江公園歩道橋 | 維持更新 | - | 大阪市 |
| 5.休憩施設  等 | 歩道幅員に余裕がある箇所へのベンチ等の休憩施設の設置を検討 | | 〇 | - | 大阪市 |

●：特定事業、○：関連事業

※1：「１．歩道の整備・改良」「２．視覚障がい者用誘導ブロックの敷設」が困難な路線（歩道の設置が困難な路線）は、「３．歩行空間の確保」を実施する。

（２）　案内・誘導

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．案内・誘導 | 分岐点や交通結節点等の主要地点において、目的地または中継地となる旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の位置について、道路標識（案内標識や歩行者案内標識）の整備 | 維持更新 | - | 大阪市 |
| ２．音案内 | 視覚障がい者誘導用ブロックと連携した音声案内等の開発・導入検討 | 維持更新 | - |

（３）　歩道上障害物

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．放置自転車等歩道上障害物の撤去 | 現行の「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」等の活用や鉄道駅周辺における放置自転車に関する全市的な取り組みの中で、特にバス停留所等や鉄道駅出口付近及びエレベーター付近の重点的放置自転車対策の実施 | 継続実施 | - | 大阪市 |
| 商品・看板等の歩道へのはみ出しに対する是正の指導・撤去の推進 |

（４）　交差点

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 路線名 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．既設信号の改良・改善 | 地域要望等を踏まえた主要な経路上での音響信号機等の設置を検討（その他：歩車分離信号化、歩行者用信号秒数の確保、歩行者用信号灯器の設置・増設、高輝度道路標識等の設置、信号現示の改善） | 大阪臨海線（新なにわ筋）  浜口南港線（住之江通）  住吉区第2466号線  住之江区第2580号線  住之江区第8915号線 | 維持  更新 | - | 公安委員会 |
| ２．横断歩道部への横断支援施設の開発・導入 | 視覚障がい者の横断を支援する施設（エスコートゾーン等）の導入を検討 | 該当なし | - | - |

（5）　違法駐車対策等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．違法駐車の取締り強化 | 移動の円滑化を特に阻害する横断歩道上、バス停留所付近等の取締り強化  歩道の有効幅員の確保が困難な路線の取締り強化 | 継続実施 | - | 公安委員会 |

（6）　心のバリアフリー

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| １．心のバリアフリー | 放置自転車及び路上違反簡易広告物といった歩道上障害物に対する啓発活動の実施  車及び自転車の交通マナー向上に対する啓発活動の実施 | ●（教育啓発※） |  | 大阪市  公安委員会 |

※：令和２（2020）年５月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」 として位置づける。

（7） その他

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 整備等の内容 | 区分 | 整備時期 | 関係者 |
| 住之江公園バスターミナル | 視覚障がい者用誘導ブロックの整備 | 維持更新 | - | 大阪シティバス |
| 段差・勾配の改善等路面の適切な管理 |
| 案内・誘導サインの整備 |